

# 高額医療・高額介護合算療養費制度について

世帯（※）で1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、別表の負担限度額適用区分ごとの1年間の基準額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

※この制度での世帯とは、住民票上の世帯とは異なり、同一の医療保険制度（国民健康保険、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）、会社の健康保険など）に属する世帯をいいます。

## 支給申請の手続き

支給申請は、基準日（毎年7月31日）現在に加入している「医療保険」（長寿医療制度（後期高齢者医療制度）、国民健康保険、会社の健康保険など）で申請してください。

計算対象期間内を通じて羽曳野市国保、大阪府後期高齢者医療制度および羽曳野市介護保険である世帯については勧奨通知を送付する予定です。（時期は未定ですが、確定しだい送付します。）

## 計算対象となる自己負担額

計算対象期間内に、各医療保険（国民健康保険、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）、会社の健康保険など）における世帯内で医療保険と介護サービスの両方に自己負担額を有する世帯が対象となります。対象期間内に医療保険、介護保険に変更（転出入や会社の健康保険に加入など）がある方は基準日保険者以前の「自己負担額証明書」が必要となります。

## (1)70歳未満の方の場合

以下のとおり別々に計算し、21,000円以上のみを合算します。

・病院ごとに別計算し、入院・外来・歯科は別々に計算します。

・院外処方にて薬剤費を支払ったときは、処方元の医療機関と合わせた自己負担額の合計額が21,000円を超える場合に対象となります。

## (2)70歳以上の方の場合

全ての一部負担金を合算します。

※計算の結果、支給額が500円を超えないときは支給されません。

※計算対象とならない自己負担額

・月単位で支給される高額療養費や高額介護（予防）サービス費に相当する額。

・食費・居住費（滞在費）、差額ベッド代、日常生活費等の費用、住宅改修および福祉用具購入の自己負担分等。

## 支給について

医療保険から「高額介護合算療養費」、介護保険から「高額医療合算介護サービス費」としてそれぞれの自己負担額の比率に応じて按分して支払われます。

◎長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入者および70歳以上国民健康保険加入者

負担区分	要件	基準額
現役並み所得者（上位所得者）	世帯に市民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方	67万円 (89万円)
一般	現役並み所得者・区分Ⅰ・Ⅱに該当しない方	56万円 (75万円)
市民税非課税世帯	区分Ⅱ 市民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方	31万円 (41万円)
	区分Ⅰ 世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の方 または市民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方	19万円 (25万円)

◎70歳未満の国民健康保険加入者

負担区分	要件	基準額
上位所得者	世帯全員の基礎控除後の総所得金額等の合計が600万円超の世帯	126万円 (168万円)
一般	上位所得者・市民税非課税世帯に該当しない方	67万円 (89万円)
市民税非課税世帯	世帯主・国民健康保険加入者が非課税の世帯	34万円 (45万円)

※同一世帯に70歳未満と70歳以上の方がおられる場合は、まず70歳以上の方の自己負担額を合算し支給額の計算をした後、そのなお残る自己負担額を70歳未満の方の自己負担額とを合算して支給額を計算します。支給額の計算時にそれぞれの基準額を適用します。

※計算期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月です。ただし平成20年度分は、平成20年4月1日～21年7月31日までの16カ月となります。なお、平成20年度の基準額は、上記の（ ）内の金額です。ただし、16カ月で計算した支給額よりも通常の12カ月で計算した支給額が大きくなる場合は、通常の算定基準額により支給額を計算します。

## 【お問い合わせ】

国民健康保険については

保険年金課資格付審査担当（内線1760）

後期高齢者医療制度については

大阪府後期高齢者医療連合 給付課（06-4790-2031）

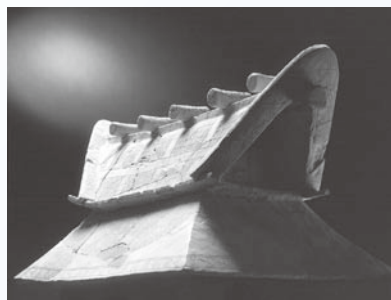
## ギャラリーはびきの

今からおよそ1,600年前、ここ古市と百舌鳥の地域に突如として巨大な前方後円墳が出現します。それまでは、大王の墓とされる前方後円墳は奈良盆地に築かれていたのですが、なぜ、この地域に築かれるようになったのでしょうか。明確な答えは見つかりません。

一方、これらの巨大なモニュメントに対して人々は畏敬の念を抱きながらも、いつの時代も共存してきました。今でも“応神さん”“仁徳さん”などと親しみを込めて呼ばれ、私たちの生活空間の中に溶け込んでいます。

展示では両古墳群の各古墳を空から見た写真と、発掘調査で

## のぞいてみよう！ 百舌鳥と古市の古墳群



見つかった埴輪等を中心に紹介します。当時の人々の造形美を感じとっていたく共に、古墳が築かれた当時の社会背景や文化に思いを馳せていただき、世界文化遺産をめざす、百舌鳥と古市の古墳群の価値をお知りいただければ幸いです。

場所：市役所東玄閤横

期間：10月25日(日)まで【入館無料】

開館：午前9時から午後5時。土、日も

開館。（ただし、祝日と年末年始は休館）

市民協働ふれあい課（内線1060）